

# 過労死等防止基本法案について

## 目的

近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等の防止に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、過労死等を防止するための施策の基本となる事項を定めること等により、過労死等を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

## 定義

過労死等：業務における過重な身体的若しくは精神的な負荷による疾患を原因とする死亡（自殺による死亡を含む。）又は当該負荷による重篤な疾患

## 基本理念

過労死等を防止するための施策は、

- 1 過労死等はあるてはならないという基本的認識の下で行われるものとする。
- 2 過労死等の背景に様々な社会的及び経済的な要因があることを踏まえ、社会的及び経済的な取組として実施されなければならないこと。
- 3 国、地方公共団体、事業主、医療機関、過労死等の防止に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならないこと。

## 責務

国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定

## 過労死等問題啓発週間

国民の間に広く過労死等を防止することの重要性に対する関心と理解を深めるため、過労死等問題啓発週間（11月17日から同月23日まで）を規定

## 年次報告

政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が講じた過労死等を防止するための施策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならないことを規定

## 過労死等防止基本計画

政府は、過労死等防止基本計画を策定しなければならないことを規定

## 基本的施策

調査研究の推進等、国民の関心と理解の増進、医療提供体制の整備、過労死等のおそれがある者及び親族等に対する支援、民間団体の活動に対する支援、事業主の取組に対する支援、人材の確保等を規定

## 過労死等防止推進協議会

厚生労働省に、過労死等防止基本計画の策定に際して意見を聴く、当事者等及び専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止推進協議会を設置